

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和6年11月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400120号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400039号

## 第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年3月1日から令和元年10月1日まで

請求期間について、A社において、B業務を行い歩合給をもらっていた。同社の社長とは、厚生年金保険に加入させてもらう約束で歩合給から保険料を引かれていたが、同社に係る厚生年金保険の記録がない。調査をして請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された自身が掲載されているA社のウェブサイトのコピー、請求者が当時の事情を知る者として名前を挙げたC職の回答及び陳述、並びに同社の代表取締役(以下「事業主」という。)の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は同社においてB業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、請求者と厚生年金保険に加入する約束はしておらず、厚生年金保険料を控除したことはない旨陳述している。

さらに、請求者のA社における雇用保険記録は確認できず、課税庁から提出された平成30年度分から令和2年度分までの税務関係資料において、同社からの給与の支払及び社会保険料の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。